

# 建設工事の中間前金払制度

○中間前金払制度 工期半ばで一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証（※1）を条件に、請負代金額の20%を支払う前払金制度。

**当初の前払金(請負代金額の4割)に加え、2割を追加(合計6割)して前払いするもの。**

※1 西日本建設業保証株式会社による、前払金保証

## 1 中間前金払の対象工事

- ① 請負代金額が200万円以上の工事
  - ② 契約時に契約書中特記事項において、中間前金払を選択している（※2）
- 以上①、②を全て満たす工事が対象となります。

※2 契約時に中間前金払か部分払かのどちらかを選択していただく必要がありますが、どちらを選択しようととも、（中間前金払もしくは部分払を）申請をするかどうかは自由です。

## 2 中間前金払の申請要件

- ① 当初の前払金（40%以内）が支払われていること
  - ② 工期の2分の1を経過していること
  - ③ 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること
  - ④ 工事の進捗出来高が請負代金額の2分の1以上に達していること
- 以上①～④を全て満たす場合、中間前金払を申請できます。

## 3 中間前金払の事務手続きの流れ

